

○特別有給休暇（就業規則第 25 条）

職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その請求により、特別有給休暇を与える。

- (1) 職員の出産 産前 8 週間以内(出産日を含む。多胎妊娠の場合においては 10 週間以内)
産後 8 週間（ただし、出産した職員が請求した場合には更に引き続いて
2 週間の産後休暇を与えるものとする。）
- (2) 職員の配偶者の出産 職員の配偶者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産
の日後 2 週間を経過する日までの間の 3 日以内
- (3) 結 婚 職員の結婚 7 日以内
子女の結婚 2 日以内
- (4) 忌 引 下記の日数以内

死亡したもの		血 族	姻 族	備 考
配 偶 者	10 日			生計を同じくする姻族の場合は、血族に準じる。
父 ・ 母		7 日	3 日	
子		6 日	1 日	
祖 父 母		3 日	1 日	
兄 弟 ・ 姉 妹		3 日	1 日	
孫		1 日		
伯（叔）父母		1 日		
お い ・ め い		1 日		
その他の同居親族		1 日		

- (5) 業務上の負傷疾病 医師が必要と認める期間
- (6) 公民としての権利又は義務の遂行 必要とする期間
- (7) 自己啓発 職員が自己啓発のために研修会等へ参加する場合 3 日以内
- (8) 天災地変その他不可抗力の事故により勤務不能と認められたとき 必要とする期間
- (9) ボランティア休暇

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行なう場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 5 日以内

- (イ) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
- (ロ) 障がい者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障がいがある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における援助活動
- (ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障がい、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- (ニ) 国、地方公共団体又は自治会等の公共的団体が主催又は共催する会議やイベント等において、職員が当該活動の企画・運営の役割を担って参加する地域づくりに係る活動